

## 競争契約入札心得

(趣 旨)

第1 美馬市（以下「市」という。）の発注する建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、美馬市契約事務規則（平成17年美馬市規則第39号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めによるものとする。

(入札に関する留意事項)

第2 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、市が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。

2 入札書に記載する金額は、特に指示のない限り、契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。

3 入札書は、様式第3号により作成し封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入札書締切日時までに提出しなければならない。

4 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後（電子入札システムによる入札の場合は、一度提出した後）は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

5 第6各号の規定により入札が無効となった者は、当該建設工事等に係る再度入札に参加することができない。

6 入札執行回数は2回までとし、入札執行限度2回以内において落札者がいないときは入札を打ち切るものとする。ただし、電子入札システムにより行う場合又は物品購入等に係る入札は、再度入札は行わない。

7 紙入札においての入札書は、楷書で明確に記入するものとし、入札金額については頭書に「¥」の記号を付記し、アラビア数字を使用するとともに消し難い用具で記載すること。

8 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書（市町村長発行）は、不要とする。

9 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 氏名

印

復代理人の場合

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

代理人 住所

商号又は名称

氏名

復代理人氏名

印

(入札の辞退)

第2の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 電子入札システムによる入札の場合は、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り入札辞退届を提出することができる。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者又は疑いのある者は、この限りでない。

(公正な入札の確保)

第3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札金額、入札書、積算内訳書等を意図的に開示してはならない。

(入札会場の秩序保持等)

第3の2 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

2 第2の2第2項又は第3項の入札辞退届の提出なく入札を欠席した者は、入札を棄権したもものとして入札を執行する。

3 入札に参加する資格を有しない者は、入札会場への入場をすることができない。

4 入札参加者は、むやみに席を立ったり、大声を出したり、秩序を乱してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

3 前項の規定にかかわらず、再度公告入札とした場合においては、入札参加者が1

人のみとなった場合でも、落札者を決定することができるものとする。

4 第1項又は第2項に掲げるもののほか、市が必要と認めた場合は、当該入札を取りやめることがある。

(当該入札が失格となる事項)

第5 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けている入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 開札日の翌日から落札決定までの間に、美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱(平成17年美馬市告示第62号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。)に基づく入札参加資格停止の措置を受けた者又は美馬市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置を受けたものがした入札
- (3) 確認資料の電子ファイルが「徳島県電子入札システム運用基準」において指定するもの以外でした入札
- (4) 入札書記載金額と積算内訳書記載の合計金額とが一致しない入札
- (5) 積算内訳書に商号又は名称の記載がない入札
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指示した事項及び入札に関する条件に違反した者で、入札に参加させることが不相当と認められるものがした入札

(当該入札が無効となる事項)

第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 記名押印のない入札(電子入札による場合は、電子認証書を取得していない者のした入札)
- (2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (3) 同一事項に対してした2通以上の入札
- (4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (6) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日(日付)を誤り、又はその記載のない入札
- (7) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (8) 入札参加資格のない者が行った入札
- (9) 当該入札に関し、不正の行為があった者のした入札
- (10) 事前に入札箱に投入する必要のある入札の場合、指定した日時までに指定した場所に到達しない入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(契約の締結)

第7 落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、5日(工事の請負契約にあっては、7日)以内に、契約金額の10分の1(予定価

格が10億円以上の建設工事にあつては、10分の3)以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。(建設工事及び業務委託においても設計金額が500万円未満のとき 又は、その他の契約においては、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。)

- 2 前項に規定する期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。
- 3 落札者は、前2項に規定する期間内に契約を結ばないときは、その者の落札は、その効力を失う。

#### (前金払の特約)

- 第8 請負代金額又は業務委託料が500万円以上である場合は、契約締結時における申し出により10分の4以内(業務委託にあつては10分の3以内)の前金払をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。
- 2 請負代金額が500万円以上の建設工事である場合は、前項の規定による前金払をした後、申し出により10分の2以内の中間前金払をすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

#### (議会の議決に付すべき契約の解除等)

- 第9 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(平成17年美馬市条例第52号)第2条に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、当該議会において可決がなされたとき、これを本契約とみなす。
- 2 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、落札者(共同企業体の場合は、その構成員をいう。次項において同じ。)が市から入札参加資格停止の措置を受けた場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないものとする。
  - 3 第1項の規定に該当する契約以外の契約において、落札者が契約を締結するまでに、市から入札参加資格停止を受けた場合その他契約の相手方として不適格であると認められる場合は、契約を締結しないものとする。
  - 4 第2項の規定により仮契約を解除して本契約を締結しない場合又は前項の規定により契約を締結しない場合は、市は、一切の損害賠償の責を負わない。

#### (配置予定技術者の専任)

- 第10 建設業法(昭和24年法律第100号)において規定されている工事現場の配置予定技術者の専任制等の確認を落札後契約前に実施し、その後契約を締結する。
- 2 確認の結果、適正に技術者を配置することができないことが判明した場合は、契約を締結しないものとする。
  - 3 前項の規定により契約を締結しない場合は、市は、一切の損害賠償の責を負わない。

(最終改正 令和4年4月1日)